

男鹿市告示第125号

令和5年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月1日

男鹿市長 菅原 広二

令和5年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱の一部を改正する告示

令和5年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱（令和5年男鹿市告示第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>令和5年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱</p>	<p>令和5年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱</p>
<p>目次</p>	
<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>	
<p>第2章 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）（第3条－第12条）</p>	
<p>第3章 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（第13条－第22条）</p>	
<p>第4章 雑則（第23条－第26条）</p>	
<p>附則</p>	
<p>第1章 総則</p>	
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この告示は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）及び物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、臨時的な措置として実施する低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 この告示は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）を活用し、臨時的な措置として実施する低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 （略）</p>	<p>第2条 （略）</p>
<p>第2章 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）</p>	

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）に係る物価高騰対策特別給付金の支給対象者は、令和5年6月1日（以下この章において「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に該当する世帯の世帯主とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金受給拒否の届出書（様式第3号。以下「辞退届出書」という。）による受給の拒否又は男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第4号。以下「変更届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。</p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 物価高騰対策特別給付金の支給対象者は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に該当する世帯の世帯主とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金受給拒否の届出書（様式第3号）による受給の拒否又は男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第4号）による登録口座の変更を申し出ることができる。</p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第12条 (略)</p>
<p>第3章 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第13条 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る物価高騰対策特別給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（以下この章において「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台</p>	

改正後	改正前
<p>帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次に該当する世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) <u>令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯</u></p> <p>(2) <u>令和5年1月以降の家計急変世帯</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。</u></p> <p><u>(支給額)</u></p> <p>第14条 <u>前条の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰対策特別給付金の金額は、1世帯当たり7万円とする。</u></p> <p><u>(受給権者)</u></p> <p>第15条 <u>物価高騰対策特別給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。</u></p> <p>2 <u>配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。</u></p> <p><u>(支給の方式)</u></p> <p>第16条 <u>物価高騰対策特別給付金の支給を受けようとする者は、確認書の提出又は申請書による申請により行う。</u></p> <p>2 <u>確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。</u></p> <p>(1) <u>郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>通知された金融機関の口座に振り込む方式</u></p> <p>(2) <u>窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口</u>に提出し、<u>市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式</u></p> <p>(3) <u>窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式（申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他前2号による支給が困難な場合に限り行う。）</u></p> <p>3 <u>申請者は、物価高騰対策特別給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。</u></p> <p>第17条 <u>市は、前条の規定に関わらず、第13条第1項第1号及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として市長が別に定めるものに対し、支給の申込みを行う。</u></p> <p>2 <u>前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、辞退届出書による受給の拒否又は変更届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の支給の申込みの通知に定めた日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、物価高騰対策特別給付金を支給する。</u> <u>（代理による申請）</u></p> <p>第18条 <u>申請者に代わり、代理人として第16条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</u></p> <p>(1) <u>基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者</u></p> <p>(2) <u>法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）</u></p> <p>(3) <u>親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 代理人が物価高騰対策特別給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。</p>	
<p>3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。 (申請期限)</p>	
<p>第19条 物価高騰対策特別給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。</p>	
<p>2 確認書等の提出期限は、令和6年2月29日とする。 (支給の決定)</p>	
<p>第20条 市長は、第16条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高騰対策特別給付金を支給する。 (物価高騰対策特別給付金の支給等に関する周知等)</p>	
<p>第21条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。 (申請が行われなかった場合等の取扱い)</p>	
<p>第22条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第19条第2項の確認書等の提出期限までに第16条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合は、支給対象者が物価高騰対策特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。</p>	
<p>2 市長が第20条の規定による確認書等を受理した後又は支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責</p>	

改正後	改正前
<p><u>に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。</u></p>	
<p>第4章 雑則</p>	
<p>(不当利得の返還)</p>	<p>(不当利得の返還)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p>	<p>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>(他の事業との合同実施)</p>	<p>(他の事業との合同実施)</p>
<p>第25条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 第5条から第12条、第23条及び第24条の規定は、くらし支援給付金について準用する。この場合において、第9条第2項中「令和5年10月31日」とあるのは「令和5年11月30日」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第5条から第14条の規定は、くらし支援給付金について準用する。この場合において、第9条第2項中「令和5年10月31日」とあるのは「令和5年11月30日」と読み替えるものとする。</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この告示は、令和5年5月15日から施行するものとし、令和6年3月31日をもってその効力を失う。</p>	<p>この告示は、令和5年5月15日から施行するものとし、令和5年12月31日をもってその効力を失う。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

様式第1号を次のように改める。
様式第1号（第6条、第16条関係）

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金

おもて面

支給要件確認書

住 所	
世帯主氏名	
支 給 額	
給付金 振込口座	

<管理番号>

■ 世帯主の方が太枠内を記入してください。

確認欄

以下の項目を確認し、該当する項目のチェック欄口に「✓」を記入してください。

<input type="checkbox"/>	① 世帯の全員が、住民税が課せられている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/>	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である者はいません。

注1 上記①から②の全てに「✓」チェックがある場合に限り、男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金の支給対象世帯に該当し、本給付金が受け取れます（いずれか1つでも「✓」チェックがない場合は、支給対象世帯に該当しません）。

注2 確認内容が誤っている場合は、本給付金の返還を求められることになります。また、意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

注3 期限までに返送がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

返送期限：令和 年 月 日

本給付金の受給を希望しない場合は、下欄口に「✓」をご記入ください。

【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記の記入内容に相違ありません。

世帯主氏名			
確 認 日	令和 年 月 日	連 絡 先 電 話 番 号	

上記に記載された口座を既に解約しているなどの理由で、上記口座とは異なる口座へ振込みを希望する場合や上記振込口座欄が空欄の場合に限り、うら面を記入してください（長期間入出金のない口座は記入しないでください）。

『振込口座を変更又は指定』する方
『代理確認・受給』する方 のみ、うら面を記入してください。



おもて面に記載の振込口座に代えて（又は振込口座欄が口座情報なしの場合）、次の口座への振込を希望します。

- *【1】または【2】のいずれかを記入してください（添付書類が必要です）。
- *代理確認・受給を行う場合は【2】と【3】を記入してください（添付書類が必要です）。
- *添付書類の例は、この面の下部を参照してください。

【1】市に登録している口座に振込を希望する

次に記載の用途で本市に登録している口座（世帯主名義のものに限ります）に振込みを希望する場合は、いずれか1つに✓を記入してください。

- 水道料金引落口座 市税等の引落口座 マイナンバー登録口座

この口座へ振込みを希望する場合、当該口座の確認について、担当部署に照会することを承諾したものとみなします。

添付書類	本人確認書類
------	--------

【2】上記【1】以外の口座を希望する

次の必要事項を記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合		
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所		
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類	振込先金融機関口座確認書類、本人及び代理人双方の確認書類
------	------------------------------

注 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、男鹿市福祉課物価高騰対策特別給付金担当（0185-24-9215）までお問い合わせください。

【3】代理確認・受給を行う場合

次の必要事項を記入してください。

フリガナ 代理人氏名		世帯主との 関係	
代理人住所		代理人 生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
上記の者を代理人と定め、男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金の <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 受給 を委任します。 (法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。)			
世帯主氏名 署名（又は記名押印）			Ⓢ

添付書類

振込先金融機関口座確認書類	振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
本人（代理人）確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、健康保険証、介護保険証などのいずれか1つの写し

様式第2号を次のように改める。
 様式第2号（第6条、第16条関係）

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金申請書（請求書）
 （申請を必要とする世帯の場合）

宛先
男鹿市長 あて



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和 年 月 日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税課税証明書、又は令和5年度住民税非課税証明書を添付して下さい(該当する方全員)。

氏名	申請者との続柄	性別	個人番号		令和5年1月1日	異なる場合、令和5年1月1日	令和5年度
			生年月日	住所	時点の住所		
1 (申請者)	本人				RS. 1. 1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		RS. 1. 1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		RS. 1. 1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		RS. 1. 1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		RS. 1. 1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。) ※異動・入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (当該ページに書き添えて下さい)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 労働金庫 4. 農業協同組合 5. その他	本店・支店 出張所・ 支所・支所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※前頁がある場合は、 ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (当該ページにご記入下さい)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の裏面またはまたはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、男鹿市役所福祉課までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に物価高騰対策特別給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、男鹿市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、男鹿市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 申請書等に不備があり手続きが完了しない場合、又は男鹿市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了しない場合において、令和 年 月 日まで、男鹿市が申請・請求者に連絡・確認できないときは、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類(必須) ※提出書類を確認し、□にチェック(レ)してください。

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金申請書(請求書)

※本書です。必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、健康保険証、介護保険証などのいずれか1つをご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをご用意ください。

世帯の中で令和5年1月1日時点の住所と現住所が異なる方のみをご用意ください。
『令和5年度住民税非課税証明書』

※令和5年1月1日時点でお住いの市区町村に発行を請求してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

様式第3号を次のように改める。
様式第3号（第7条、第17条関係）

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金受給拒否の届出書

受付印

男鹿市長 様

1. 私は、「男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、健康保険証、介護保険証等の写し

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第7条、第17条関係）

男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給口座登録等の届出書				
宛先 男鹿市長 あて			<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	
1. 届出者(世帯主)				
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所	
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()	
※下記の事項に誓約・同意の上、届出します。				
2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)				
<input type="checkbox"/> ア 指定の金融機関口座への振込みを希望				
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。				
【受取口座記入欄】				
金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右記以外でお書きください)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の裏面に合わせてください。
1 銀行 2 信用金庫 3 労働金庫 4 農業協同組合 5 その他	本店・支店 出所所・ 本所・支所	1 普通 2 当座	
金融機関コード	支店コード			
※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。				
※長期期間入出金のない口座を記入しないで下さい。				
<input type="checkbox"/> イ 窓口での現金支給を希望				
※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。				
【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『√』を入れてください。)				
<input type="checkbox"/> 男鹿市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 年 月 日までに、男鹿市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金が支給されないことに同意します。				
提出書類				
<input type="checkbox"/> 『男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給口座変更等の届出書』(本書) ※必要事項をご記入ください。				
<input type="checkbox"/> 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。) ※振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをご用意ください。				
<input type="checkbox"/> 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』 ※届出者の運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、健康保険証、介護保険証等の写しをご用意ください。				

附 則
 この告示は12月1日から施行する。